

四日市市病院管理規程第 2 号

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 2 月 7 日

四日市市病院事業管理者 一宮 惠

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程（平成 1 7 年規程第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
<p>(給料の調整額の支給)</p> <p>第 3 条 条例第 3 条の 2 に規定する給料の調整額を、前条に規定する医師、歯科医師(<u>歯科医師免許取得後年数 5 年目以下の者を除く</u>)のうち、医行為に携わる者に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、その月の給料の調整額は支給しない。</p> <p>(略)</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第 5 条 <u>地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員の給与については、四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年四日市市条例第 2 8 号)の規定の適用を受ける者の例による。</u></p> <p>別表第 2 (第 3 条関係)</p>	
市立四日市病院企業職員の初任給及び職務の級の分類基準等に関する規程別表第 1 イに掲げる職務の級	月額
5 級	1 7 号給以下の者は 3 0, 0 0 0 円

	<u>18号給以上21号給以下の者は110,000円</u> <u>22号給以上29号給以下の者は190,000円</u> <u>30号給以上の者は210,000円</u>
6級	220,000円
7級	270,000円
8級	320,000円
9級	340,000円 ただし、 <u>25号給</u> 以上の者は、370,000円 診療部長の職にある者は、420,000円 副院長の職にある者は、450,000円

改正前	
(給料の調整額の支給)	
<p>第3条 条例第3条の2に規定する給料の調整額を、前条に規定する医師、歯科医師のうち、医行為に携わる者に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、その月の給料の調整額は支給しない。</p> <p>(略)</p>	
(非常勤職員又は臨時的若しくは期限付き任用職員の給与)	
<p>第5条 <u>非常勤職員又は臨時的若しくは期限付き任用職員に対する給与については、この規程によらず別に管理者が定めることができる。</u></p>	
別表第2 (第3条関係)	
市立四日市病院企業職員の初任給及び職務の級の分類基準等に関する規程別表第1イに掲げる職務の級	月額
6級	220,000円
7級	270,000円

8 級	3 2 0 , 0 0 0 円
9 級	3 4 0 , 0 0 0 円 ただし、 <u>2 1 号給</u> 以上の者は、3 7 0 , 0 0 0 円 診療部長の職にある者は、4 2 0 , 0 0 0 円 副院長の職にある者は、4 5 0 , 0 0 0 円

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。